

仙台市監査委員 御中

2007年3月8日

請求人 仙台市民オンブズマン
代表 坂野 智憲
仙台市青葉区中央 4-3-28-3F

仙台市長措置請求書

第1 請求の趣旨

1. 平成16年度～18年度の3年間に、仙台市議会議員48名は、「仙台市議会議員海外出張要綱」（以下「要綱」という）にもとづき、9回にわたる海外出張を行った。総支出額は、47,501,217円である（事実証明書1）。9回の海外出張のそれぞれの旅程は、事実証明書2～10に記載の通りであった。

この海外出張は、議員の任期中に1人2回以内、100万円を限度として認められているものであるが、その実施にあたっては、仙台市政との関連性や必要性等が十分に検討され、かつ「最少の経費で最大の効果を挙げる」（地方自治法第2条第14項）ものでなければならない。仙台市民の税金をつかつての出張である以上、それは当然のことである。

しかし、これらの出張には、共通して以下に見るような看過できない問題点が含まれている。

(1) 海外出張にあたって何よりも重要なことは、視察計画が仙台市政との関連でその必要性が十分に検討されたものであるかどうかである。議長に提出される「基本計画」には、視察者、視察目的、視察先、視察期間が記載されているが、視察目的や視察先が、仙台市政上のどのような課題を解決するために選定されたのかが明確にされていない。このような仙台市政との関連性・必要性の明確でない海外出張は、「要綱」に反し違法・不当なものと言わねばならない。

(2) 全ての出張について報告書は一応提出されているが、その内容を見ると、視察とは名ばかりで大半が観光旅行と言ってよいものが少なくない（詳しくは後述）。これらに関わる経費は、いずれも違法・不当な支出である。また、報告書には視察内容をどう市政に活かすかについての言及はほとんどなされていない。

(3) つまるところ、9件の海外出張は、いずれも100万円を限度として任期中1人2回以内の旅行を実施できるという、議員に与えられた特権を行使したに過ぎず、全く意味のないものであったと言うべきである。

(4) つけ加えれば、旅費条例にもとづいて支度料（59,290円）が支給されているが、数十年前ならいざ知らず、いまだ支度料が必要とされるはずもなく、この制

度は即刻廃止されるべきである。

(5) 9回の海外出張の旅行業者は、全て「特命随契」によって選定されている（NO1は業務委託のみ「特命随契」）。いずれも、地方自治法施行令第167条の2第3項の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」にあたるとしているが、その理由に挙げられているのが、「海外視察実施期日まで準備期間が少ないこと」である。これは全く理由になっていない。なぜなら、海外出張については毎年度一定額の予算措置が取られているのであるから、十分に時間をかけて計画を練り、競争入札によって、費用と内容の両面から見て最もふさわしい業者を選定するのは可能なはずだからである。9件の契約は地方自治法施行令第167条の2第3項には該当せず、違法・不当である。

9件の契約は、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治法第2条第14項にも反している。1人あたり経費は、NO1は限度額100万円を超え、その他はNO7を除いていずれも限度額100万円ぎりぎりに高止まっている。またビジネス航空運賃も、同じヨーロッパ方面の旅行で32万円から50万円と大きな差がでている。これらは、適正な競争があれば相当程度の経費節約が可能となっていたはずである。

2. NO1～NO9の各出張の個別の違法・不当性は下記の通りである。

(1) NO1（事実証明書2）

第1に、野田幸代議員の報告書は海外出張の報告書ではなく11日間の観光旅行の感想文そのものである（事実証明書11）。同人の報告書の副題は「“百聞は一見に如かず”－異文化に触れることの意義、それは日本のすばらしさをも同時に再認識すること」となっている。また、内容面においても野田議員曰く「感じたままを箇条書きに書き出した」のみであり、およそ海外出張の報告書を作成しているという意識が見られない。実際、モスクワ、ミンスクの報告としては「日本が注目されています！日本茶ブーム 化粧品の人気No.1」。パリ、レンヌの報告としては「突然、道路の真ん中におかれているような凱旋門・強烈な感動でした！」「モナリザと対面して、あまりの感動で涙が出ました」というような内容である。ここに挙げたものだけを見ても、野田議員が公費を使って単に海外旅行に行ったという意識が強いことが伺える。実際、以下に述べるように観光地も視察している。このような海外視察に市政との関連性・必要性は認められない。

次に、①地域経済振興と中心市街地活性化の実情及び②その他各都市の先進施策・施設の見聞という調査目的に基づく視察として、5月22日のフランクフルト視察（メッセタワー、旧市街地の町並景観視察など）および同月23日のモスクワ（クレムリン、博物館等）及び同月29日午前中のルーブル美術館視察が実施されたと考えられる。しかしこれらは視察場所自体が観光地であり市政との関連性や必要性は認められない。そして③高齢に関わる先進的福祉施設推進の実態、④下水道を始めとする環境対策に関わ

る施設・施策の調査目的による視察は仙台市政との関係で具体的な必要性があるのかが不明である。また、報告書には「特に老人ホームの訪問は印象深く参考となった」、「(下水道視察で)“人力”に頼る作業…驚き！」というような感想が記載されているにとどまり、具体的に本視察結果を仙台市政にどのように生かすかという視点からの記述は全くない。

なお、本件は旅行手配業務は特命随意契約でなく業務委託料のみが特命随意契約である。とはいえ、視察費は合計一人106万6113円と最も高額である。また明らかに観光も含まれているのに全日程について日当が出るのは認めるべきではない(以下同じ)。

(2) NO2 (事実証明書3)

本件については、9日間の視察のうちの大半が観光旅行であると言わざるを得ない。

①芸術文化の保存の状況、独自文化と観光政策、②地球温暖化に伴う環境関係と観光資源の現状調査という目的はまさに観光旅行、もしくは観光旅行と判別がつかず、仙台市政上の課題との関連性、必要性は認められない。実際、7月14日、15日はロシアにおいてエルミタージュ美術館やエカテリーナ宮殿、夏の離宮などの見学、さらに夜は民俗芸能鑑賞をしている。また、同月16日から同月19日(実質的な最終日)の間ノルウェーにおいてハンザ博物館や自然景観(ソグネフィヨルド、溪谷など)、歴史的遺産(グreekハウス)、公園等を見学している。これらの視察は上記調査事項に基づく訪問先であると考えられるが、明らかに観光である。これらの観光は本件海外出張の大半を占めている。日数や所要時間の観点からも観光が大部分であり、数から言っても明らかに観光ではない場所は4カ所に過ぎないのに対し、純然たる観光と考えられるところは倍以上である。報告書も「ピカソ、マチスの初期の作品、ゴッゲン、セザンヌ等のフランス近代絵画の部は圧巻。」というような感想程度のものである(事実証明書12)。なお③「シティーセールス」も今回の視察の調査目的の一つとなっていたが、これは仙台市紹介のパンフレットを現地ガイドらに手渡したり友好を深めたりしたことを指すという(熊谷善夫議員報告書)。これが正当な調査目的に含まれるならば、観光旅行であってもすべて正当な海外出張になってしまう。国際姉妹都市訪問のような場合を除いてはこのような調査目的はそもそも認めるべきではない。

次に④多国間交流のための交通政策という目的(コペンハーゲンのオーレンス大橋)は、日本国の中の一都市に過ぎない仙台市においては全く関連性も必要性もない。同様に⑤ゴミ処理の方針、リサイクル型ゴミ処理という目的については、特に仙台市政の課題解決のためにフランスの施設を見なければならぬという必要性がこれと言ってない。また、報告書には「徹底したリサイクル型ゴミ処理を行っていることに驚いた」と記載されているにすぎない。これらの目的に基づく視察の結果を仙台市政にどのように生かしていくのかは明らかではない。また、ストックホルム市役所、議会を訪問したものの夏休みだったので意味はない(事実証明書12)。

⑥仙台市と連携して進める健康福祉事業の考え方と健康福祉器具という目的に基づきフィンプロを視察したことは関連性を認めうるが、仙台市政との関係でどのような課題を解決するためにフィンプロを視察しなければならないのかという点についての言及が不十分である。単に高齢社会へどのように対応するかという考えでは抽象的すぎる。またフィンランド（フィンプロ）と仙台の国際共同プロジェクトである仙台フィンランド健康福祉センターは平成17年の3月にオープンしているのだから、事前にフィンプロ、フィンランドの高齢社会への対応策などについて十分な視察・研究を行ったはずであり、相当の資料が残っているはずである。とすれば今回視察をすべき具体的な必要性が認められない。同様に市政に視察の結果をどのように活かすかという点についても報告書からは不十分である。

(3) NO3（事実証明書4）

本件は、フィンランドとドイツについては事前の準備を比較的入念に行っている。特にフィンランドのロバニミエとオウルにおいては相手方自治体と実質的な折衝を行い、それなりの市政への貢献をしている。

しかし、文化観光政策などの現状を調査目的とした視察先（タリンの歴史的街並みの視察、連帯博物館、グダニスクにおける歴史的町並みの視察、国立博物館）は自らの見識を深める観光旅行と大差なく、仙台市政との関連性、必要性は認められない。報告書にも「タリンの旧市街地は、豊かだった頃の古き良き時代の遺産である」など感想程度のものばかりである。また、その他の視察目的に基づく視察については、視察後どのように仙台市政に生かすのかについての具体的な考えが報告書から認められない。例えば、報告書を見ると、「日本の、あるいは仙台の目指すべき福祉モデルは、この国（デンマーク）にあるのではと感じた」「仙台サイドも、フィンランド側に負けず劣らない熱意と創造性を発揮し、プロジェクトの実現に取り組む必要性があります」という極めて抽象的な内容である。視察先の課題を認識しただけで終わったりしている。また上記NO2でも言及したがフィンプロを視察することの必要性はない。以前訪問した人の記録を読めば分かることである。同じところに2度行くことに全く意味はない。

(4) NO4（事実証明書5）

ウィーン市では主な調査事項としてゴミの分別及びリサイクル、河川の浄化と環境保全対策があげられている。視察報告を見ると「市内公園と家庭でのゴミの分別状況を把握しました。箱の色が違って分かりやすいのが特徴でした」「ウィーン市清掃工場を視察、分別したものをリサイクルしている状況を中心に視察」と書かれている。しかしゴミの分別状況やリサイクルが具体的にどうなっており、そのうちどのような方法が仙台市のゴミ分別とリサイクルに参考になったのかを視察も検討もしていない。これでは視察する意味がない。

ミンスクでは学校における環境保全教育と市立病院の現状が主な調査事項とされている。しかし視察報告では「市立113番学校訪問。植物園の温室化・化石展示室もあ

り環境問題を特に取り組んでいました」「市立第6病院訪問。集中治療室関係で使われている機器はほとんど日本で生産されたものでした」とある程度で、具体的に学校においてどのような環境保全教育がなされておりその何が仙台の市立学校の教育に参考となったのか、また市立第6病院のどのような機器やシステムが仙台市立病院の機器やシステム改善に参考になったのかについて全く視察も検討もなされておらず、これでは視察する意味がない。ブカレスト市では歴史的街並み及び伝統的文化財の保存が主な調査事項とされている。しかし実際には軍事博物館、国会議事堂、ブカレスト市内、国立美術館などを見ただけで、その施設の内容やその保存状況がどのようなもので、それが仙台市の歴史的街並みや伝統文化財の保存のための施策にどのように生かすことができるかの考察がなされていない。これでは観光旅行の域を出ず、視察の意味はない。

(5) NO5 (事実証明書6)

この視察団の調査目的は報告書では「都市計画、環境行政、福祉施策、文化行政、経済・文化交流促進」だとされる。あまりにも抽象的かつ広範であって調査目的として掲げる意味がない。

NO4同様ウィーン市清掃工場を視察している。どうして毎年同じ所を視察しなければならないのか理解できない。これは環境行政の調査なのであるが何がどのように仙台の環境行政に生かせるかを検討しておらず視察の意味がない。

フィレンツェ市整備計画を視察し、報告書には「建築上の制限など制度的なことばかりではなく市民の政策に対する理解を得ることなど様々ないわば市民協働があったことをうかがった」と書かれているが、市民の理解を得るためにどのような方策をとったのか、その具体的な方策が仙台の都市整備政策にどのように生かすのかについての検討がなされておらず、視察の意味がない。

11月6日は丸1日が理由もなく終日フリーとされている。11月5日も移動日とはいえ午前10時40分にバルセロナに到着していながらその日は何もやっていない。11月4日の午後はショッピングなどフリーとされ、午前中もローマ市内の名所見物についてやされている。これらの事実は本件視察が観光旅行の域を出ていないことを如実に示している。

(6) NO6 (事実証明書7)

この視察団は調査事項も個別具体的であり、視察対象及び視察内容も観光旅行的なものではなく一定の評価をしうる。しかし視察結果をどのように仙台市政に生かすべきかの検討がなされていない。

(7) NO7 (事実証明書8)

本視察は、①姉妹都市としての今後の振興と共働について、②観光施策に関わる先進的事例の実態調査・研究について、③米国との経済交流の実態調査について、を視察目的として、リバサイド市、ラスベガス市及びニューヨーク市に11日間の視察を行ったものとされる。しかし、①の表敬訪問的な趣旨はともかく、②及び③については、仙台

市政との関連性が明らかでなく、特にラスベガスの視察は仙台市政との関連性が認めがたい。また、視察によって具体的に何を獲得するのかといった目標が全く不明であり、参加議員の報告書もどんな視察をしたか、どんなレクチャーを受けたかを報告するのみである。これでは単なる見聞を広めたり知識や教養を高めるだけの旅行と変わりが無い。さらに、12月20日の移動日にリバサイドからラスベガスに到着した後に何をしたかの報告は全く記載されておらず、ラスベガスでの遊興の疑いがある。また、12月25日のニューヨーク市街視察は単なる観光旅行と区別不能である。これらの点は、渡辺公一議員の米国視察報告書（事実証明書13）が単なる感想文となっていること、ラスベガスを「長期滞在型のこの種のリゾート地は、残念ながら日本では見当たらず」と仙台市政と無関係であることを自認していることに如実に表れている。

（8）NO8（事実証明書9）

本視察は、①歴史ある都市の都市計画、②文化行政と義務教育の実態、を視察目的として、イスタンブール市、カイロ市及びアテネ市に9日間の視察を行ったものとされる。しかし、全ての日程が仙台市政との関連性が認めがたく、①を視察目的とする旅程は全体として観光旅行と区別することが不能であり、極めて不当な内容となっている。また、②については中進国の義務教育の実態を見て何の参考になるのかはなほだ疑問であり、仙台市政との関連性を見いだしがたい。結局、観光とは異質なものは、ボスポラス海峡の海底トンネル工事の視察、トルコの小学校視察及びアテネの中学校視察くらいであるが、それとて各議員が独自の感想を述べあっているだけで、どのような獲得目標を掲げてどんな調査をし、どんな成果を得たのかが全く不明である。これでは、2、3の「調査」を申し訳程度に旅程に組み込んで、実質的には観光旅行をしたと評価すべきものである。これらの点は、参加者の報告書がすべて単なる感想文となっていること、特に、テロ対策の感想（事実証明書14）、博物館の説明文拡大の提言（事実証明書15）、日本のトンネル技術の誇らしさや英語力必要の感想（事実証明書16）、砂漠内の公園のすばらしさの感想（事実証明書17）にとどまっていることに如実に表れている。

（9）NO9（事実証明書10）

本視察は、①歴史的国際交流について、②バチカン市国との交流窓口調査、③仙台カップへのイタリアチーム派遣要請、④イタリアサッカー協会訪問、⑤2002ワールドカップ来仙イタリア選手の足型取りの依頼、を視察目的として、ジェノバ及びローマに8日間の視察を行ったものとされる。しかし、①については、400年前に支倉常長がジェノバ市に来たという縁があったことが、なぜ都市間交流の必要性に結びつくのかなど、必要性について疑問があるし、仮に必要性があるとしてもどのような都市間交流を獲得するのか、具体的な目標が全く不明である。②についても、なぜ、バチカン市国との交流窓口調査をするのか、仙台市政との関連性が不明である。結局、夏の離宮に特別に入場を許可してもらったとか、庭園内の案内やバチカン市所有の美術館を案内していただいたなど、もてなしを受けただけである（事実証明書18）。その他の聖堂や美術

館の視察は、何ら観光旅行と区別することができない。

3. 以上に見たように、9件全ての海外出張について違法・不当な支出があることは明白である。仮に、9件の旅費の支出及び業務委託契約に違法・不当がないとしても、海外出張の実態が、「要綱」の掲げる「出張目的」に反して単なる観光旅行に過ぎず、市政上の課題の解決に資するところがないことが明らかになった場合には、仙台市長には議員らに対して、不当利得分の返還を求める権利がある。事実、上記の報告書の検討で見たように、9件の出張には観光旅行まがいのものが数多く存在する。

然るに仙台市長は、今日に至るまで、違法・不当な支出のあった議員らに対する不当利得分についての返還請求権の行使を怠っている。

監査委員におかれては、厳正な監査を実施し、違法・不当支出相当額について、仙台市長に対し関係議員らからの返還を求めるなどの必要な措置をとるよう勧告することを求める。

以上、地方自治法第242条第1項にもとづき請求する。

第2 事実証明書

1. 仙台市議会海外出張一覧（仙台市民オンブズマン作成）
2. モスクワ・ミンスク・パリ等視察旅程表
3. ヘルシンキ・サンクトペテルブルグ・ストックホルム等視察旅程表
4. ヘルシンキ・グダニスク・ロバニエミ等視察旅程表
5. ウイーン・ブカレスト・チューリッヒ等視察旅程表
6. ウイーン・ローマ・バルセロナ等視察旅程表
7. カルカッタ・ハイデラバード・チェンナイ等視察旅程表
8. リバサイド・ラスベガス・ニューヨーク視察旅程表
9. イスタンブール・カイロ・アテネ視察旅程表
10. ジェノバ・バチカン・ローマ視察旅程表
11. 野田幸代議員の報告書
12. 郷湖健一議員の報告書
13. 渡辺公一議員の報告書
14. 岡征男議員の報告書
15. 植田耕資議員の報告書
16. 嶋中貴志議員の報告書
17. 山口津世子議員の報告書
18. 海外報告書の抜粋（17頁及び18頁）